

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
 - 福島県公安委員会
 - 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十五号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則
福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の表中

研究所に属する分	分 場	長	上司の命を受け、分場の事務を処理職員を指揮監督する。
----------	-----	---	----------------------------

し、所属	を	濱地域農業再生研究センター	所 長	上司の命を受け、センターの事務を掌理所属職員を指揮監督する。
研究所に属する分	分 場	長	上司の命を受け、分場の事務を処理し、職員を指揮監督する。	

し、
に改める。

別表第一の七の表福島県農業総合センターの項中

濱地	相馬
域研	市
究所	

濱地	南相馬
域研	市
究所	

	技術研究科
--	-------

に改

める。
附 則
この規則は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

（行政経営課）

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3月15日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第1号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第5号中「福島県議会及び」を「知事部局、県議会その他」に、「連絡」を「連絡調整」に改める。

第3条の4第1号中「及び発送」を「、発送等」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とする。

第5条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「及び物品」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 物品の管理及び処分に関すること。

第5条の3を第5条の4とし、第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（施設装備室）

第5条の2 会計課に福島県警察施設装備室（以下「施設装備室」という。）を附置する。

2 施設装備室においては、前条第7号から第9号までの事務をつかさどる。

第28条の見出しを「（交通機動隊の所掌事務）」に改め、同条第1号中「県道矢吹小野線」を「道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定するもの」に改める。

第32条に次の1号を加える。

(8) 第69回全国植樹祭における警察上の諸対策に関すること。

第38条の2第1項中「通信指令室」を「施設装備室、通信指令室」に改める。

別表第1郡山警察署の部芳賀交番の項所管区の欄を次のように改める。

郡山市のうち字榎ノ木、字道場、字船場向、字十貫河原、字外河原、字大河原、字古川、昭和一丁目、昭和二丁目、字石塚、字佐野良、字北畑、字上野山、字下館野、字古屋敷、松木町、方八町一丁目、方八町二丁目、芳賀一丁目、芳賀二丁目、芳賀三丁目、横塚一丁目、石淵町、谷島町、向河原町、横塚二丁目、横塚三丁目、横塚五丁目、横塚六丁目、水門町、大平町（東部駐在所の所管区を除く。）、安原町、横川町、あぶくま台一丁目及びあぶくま台二丁目

別表第1郡山警察署の部大槻交番の項中「全域」の次に「、谷地本町、静西一丁目、静西二丁目、中野二丁目」を加え、「、御前南六丁目」を「及び御前南六丁目」に改める。

別表第2郡山警察署の部岩江駐在所の項を削り、同部宮城駐在所の項中「宮城駐在所」を「東部駐在所」に、「郡山市中田町高倉」を「郡山市緑ヶ丘東三丁目」に、「中田町のうち高倉、赤沼、海老根、上石」を「阿久津町、白岩町、下白岩町、舞木町及び中田町（高倉、赤沼、海老根及び上石に限る。）」に改め、同部柳橋駐在所の項中「宮城駐在所」を「東部駐在所」に改める。

別表第4の2の表中 「福島警察署 郡山警察署 会津若松警察署 いわき中央警察署」を「福島警察署 郡山警察署 会津若松警察署 いわき中央警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成28年3月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の4、第28条及び別表第1の改正規定（郡山警察署の部大槻交番の項の改正規定に限る。） 公布の日

(2) 別表第4の2の表の改正規定 平成28年4月1日

(3) 別表第1の改正規定（郡山警察署の部大槻交番の項の改正規定を除く。）及び別表第2の改正規定 公安委員会規則で定める日

（警 務 課）

